

令和5年度以降の東京都における個人情報保護制度に関する条例整備の考え方

- 1 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」といいます。）の施行に関し必要な事項を定めます。
- 2 1に際し、法及び法施行令で使用する用語の例に倣います。
- 3 個人情報を取り扱う事務について帳簿を備え付け、一般の閲覧に供します。
※これは、現行の個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号）第5条及び第6条に掲げる保有個人情報取扱事務の届出・公表手続に相当する制度です。
- 4 不開示情報について、情報公開条例（平成11年東京都条例第5号）との整合を図ります。
- 5 開示・訂正・利用停止について、請求に係る手数料は引き続き無償とします。
また、写しの交付等の手数料についても、引き続き実費相当額とします。
- 6 開示請求手続として、法で定める事項のほか、実施機関が定める事項を追加します。
- 7 行政機関等匿名加工情報の利用について、国の手数料と同額を納付額とします。
- 8 個人情報の適正な取扱いを確保するために専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、東京都情報公開・個人情報保護審議会（情報公開条例第39条）に諮問します。
- 9 上記1～8の事項を法施行に関する条例として定め、東京都個人情報保護審査会の設置等に関しては、別途条例を定めます。
- 10 以上の取組を実施し、令和5年度以降の個人情報保護制度の運用に万全を期します。

以上